

# 令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	過大支払利子税制における支払利子等の明確化			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li style="padding-left: 20px;">過大支払利子税制</li> <li>・ 特例措置の内容</li> <li style="padding-left: 20px;">過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化すること。</li> </ul>			
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	租税特別措置法第66条の5の2 等			
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)			
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化することにより、安定した金融取引を行える環境整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>過大支払利子税制の目的は所得金額に比して過大な利子の支払いによる租税回避（例：海外からの借入金を原資に低税率国籍の法人への投資を行い、その配当で利益を上げる一方、借入利息の支払いが損金算入されることを利用し我が国における納税を減らすこと）を防止することである。</p> <p>一方で、現行、本税制の対象となる支払利子等の対象範囲が必ずしも明らかでなく、実務上の取扱いが不安定となっているため、対象範囲の明確化が必要である。</p>			
本要望に対応する縮減案	なし			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化することにより、安定した金融取引を行える環境整備を図ることで、より強固な金融システムを構築すること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化することにより、安定した金融取引を行える環境整備を図ることで、より強固な金融システムの構築に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		過大支払利子税制における支払利子等の対象範囲を明確化することにより、安定した金融取引を行える環境整備を図ることで、より強固な金融システムの構築に資することが見込まれることから、妥当である。	

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	